

## 審議事項（2）

### 今回の修正対象項目

項	項目	内容	備考
1、338-2	今回改正の旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回改正した旨と改正の趣旨を背景に追加した。</li> </ul>	
50、110-2、121-2(2)、361、404-2	新株予約権	<ul style="list-style-type: none"> <li>新株予約権を合併消滅会社等の新株予約権者等に交付する場合の扱いを明確にした。</li> <li>404-2 項に新株予約権等を交付する場合の完全親会社において増加する払込資本について記載を追加した。</li> </ul>	
203(1)	共通支配下の取引の自己株式処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通支配下の取引において自己株式を処分する場合の扱いを明確にした。</li> </ul>	
203-2(2)②、257	<ul style="list-style-type: none"> <li>無対価の会社分割における株主</li> <li>子会社同士の分割型分割の株主</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分割型の会社分割における吸収分割会社等の株主は、共通支配下の取引においても、受け取る吸収分割承継会社等の株式と、これまで保有していた吸収分割会社株式等とが実質的に引き換えられたものとみなして、被結合企業の株主に係る会計処理に準じて処理することを明示した。</li> </ul>	
206(3)	親子合併における中間子会社の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>親子合併において中間子会社に対価を支払う場合の中間子会社の処理を追加した。</li> </ul>	
236-4	中間子会社に対価を支払う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式交換の場合で、中間子会社が存在しているときの取扱いを追加した。</li> </ul>	【論点2】
236-5	子孫の株式交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>親会社が最上位ではない場合の株式交換における少数株主持分の処理を追加した。</li> </ul>	
239-4 設例 28	株式移転における旧親会社の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>親会社と子会社が株式移転完全親会社を設立する場合の旧親会社である株式移転完全子会社の処理について追加した。</li> <li>これに伴い、設例 28 における記載の参照先を 239-4 項に修正した。</li> </ul>	
9、243～245、251～253	共通支配下の三角合併	<ul style="list-style-type: none"> <li>三角合併の扱いについて、共通支配下の取引に該当する場合を追加した。（子会社同士の合併において、存続会社の個別上、対価である親会社株式の簿価と株主資本との差額がのれんとなる。連結上、資本取引として、交付した自己株式の時価と帳簿価額の差額を自己株式処分差額とし、交付した自己株式の時価と少数株主持分減少額との差額はのれんとして扱う。）</li> </ul>	【論点1】
331、459	適用時期		
333、333-2	過去の議決項	公開草案では（省略）とした。	
409(3)	分割型の税効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通支配下の取引において、分割承継会社が株主資本の内訳を適切に配分した額をもって計上している場合、分割会社は、分割承継会社株式の取得原価に繰延税金資産を合算した額により、株主資本を変動させることを明示した。</li> </ul>	
448(3)	共通支配下の取引における株式のみを受け取る場合の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業結合に係る会計基準と金融商品に関する会計基準との関係の記載を追加した。</li> </ul>	

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。